

官民交流法による交流派遣制度

民間の効率的・機動的な業務遂行等の体得による人材育成（民間企業での経験を復帰後の公務に活用することが目的）
 各省庁から人事院に異動し、国家公務員の身分を保有したまま、民間企業に派遣される（公務には従事しない）
 民間企業に雇用され、その業務に従事し、民間企業から給与を受ける
 退職手当、共済長期（年金）について、国家公務員の身分を保有することから、派遣期間が国家公務員としての在職期間に通算される

